

佐賀県告示第 282 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 30 年 7 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 社会福祉法人有明福社会
- 2 事業の種類 社会福祉法人有明福社会幼保連携型認定こども園鳳鳴乃里幼稚舎整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 佐賀市川副町大字西古賀字松地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀市川副町大字西古賀字松地内における社会福祉法人有明福社会幼保連携型認定こども園鳳鳴乃里幼稚舎整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 21 号に掲げる「学校教育法第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」及び同条第 23 号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断され

る。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、起業者である社会福祉法人有明福祉会が、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

佐賀市では現在子育てに大きな不安及び負担を感じている市民の割合が約半数を占め、障がいのある子どもを対象とした保育サービスの提供及び放課後児童クラブの整備が求められており、また、核家族世帯及び女性の就業率が増加傾向にあることから保育サービス及び放課後児童クラブの需要がさらに高まっている。

しかしながら、佐賀市は、教育・保育施設の需要量に対する提供量不足、放課後児童クラブの待機児童の増加等、支援を要する子ども及び家庭を支え、仕事及び子育ての両立を推進する環境が整備されていない。

また、既存施設の一部が老朽化しており、耐震性に不安があるため、早急に園児の安全を確保する必要がある。

さらに、現在駐車場として近隣の敷地を使用しているが、十分な台数の駐車場を確保できておらず、特に行事の際の駐車場の確保が困難な状況であるため、許可を得た上で農道に路上駐車をしており、周辺住民の生活環境に支障をきたしている。

本件事業の完成によって、園舎並びに障害児通所支援事業及び放課後児童健全育成事業の新設がなされ、利用者の安全が確保されるとともに、

仕事及び子育ての両立を支援する環境の整備を図ることができる。

また、駐車場不足が解消され、地域住民の負担軽減につながる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成 11 年佐賀県条例第 25 号）に基づく環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業地内には、佐賀県レッドリストに記載されている希少な野生動植物の生息及び生育は確認されていないが、生息及び生育が確認された場合は、専門家の指導及び助言を受け、また関係機関と協議をし、適切な措置を講ずることとしている。

さらに、起業地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による埋蔵文化財包蔵地に指定されておらず、保存すべき埋蔵文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、佐賀市川副町内の 3 候補地を検討している。

近隣住民、地域及び利用者に配慮した場所であること等を考慮し、経済的及び社会的観点から総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定したものである。

エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共

の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

既存施設の一部は、建築後 25 年以上経過していることから老朽化が目立ち始めており、園児、職員及び来園者の安全確保が急務となっている。

また、現在佐賀市では教育・保育施設の需要量に対し提供量が不足しており、本園は施設新設に伴い障害児通所支援事業及び放課後児童健全育成事業の新設を図ることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

佐賀市役所 都市政策課